

砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

平成 24 年 5 月 8 日

砥部町告示第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領（平成 23 年砥部町告示第 91 号。以下「要領」という。）に基づき、要領第 2 条に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う経営所得安定対策等推進事業に要する経費に対し、町が予算の範囲内で砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 条 補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
事業実施主体が行う推進事務費に係る経費	10/10

(補助金の交付申請)

第 3 条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第 4 条 事業実施主体は、前条の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、第 3 条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、農業次世代人材投資資金交付決定通知書（様式第 4 号）により、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

2 前項の場合において町長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとしたときは、あらかじめ砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金変更承認申請書（様式第 2 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増減を伴う経費の変更をしようとするとき。

(2) 事業実施主体を変更しようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ砥部町経営所得安定対策等推進事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに砥部町経営所得安定対策等推進事業遅延等報告書(様式第4号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定年度の12月31日現在において、翌月15日までに砥部町経営所得安定対策等推進事業遂行状況報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して10日以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、砥部町経営所得安定対策等推進事業実績報告書(様式第6号)を、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 第4条ただし書の規定による交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、同条に規定する当該補助金の消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定による交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により同条に規定する当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月15日までに、同様式により町長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(額の再確定)

第12条 補助事業者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額

の確定を行うものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金精算払請求書(様式第 8 号)を、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 町長は、前条の精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 15 条 町長は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払いすることがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金概算払請求書(様式第 9 号)を、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 町長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) この告示に違反したとき、又は補助事業に関し不正があったとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止としたとき。

(4) 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 補助事業の実施が著しく不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産管理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等のうち機械及び重要な器具で取得価格又は効用の増加したものの価格の単価が 50 万円を超えるものについては、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 補助事業者が補助事業の完了により相当の収益が生じると認められる場合において、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合

(2) 取得財産等が補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合

3 町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

4 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の

実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を町長に報告しその指示を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにした補助事業に係る収入支出の帳簿、証拠書類及び財産管理台帳(様式第 10 号)を整備し、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年保管しなければならない。ただし、取得財産等で処分制限期間を経過しないものについては、当該処分制限期間まで保管しなければならない。

2 前項により作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(契約)

第 19 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(様式第 11 号)の提出を求め、当該申立書の提出のないものについては、競争入札等に参加させてはならない。

(その他)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 5 月 8 日砥部町告示第 65 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則(平成 25 年 5 月 22 日砥部町告示第 65 号)

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 公表の日までの取組に係る砥部町農業者戸別所得補償制度推進事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(令和元年 6 月 4 日砥部町告示第 94 号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 8 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 30 年度までの取組に係る砥部町経営所得安定対策直接支払推進事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(令和 3 年 6 月 15 日砥部町告示第 116 号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 令和2年度までの取組に係る砥部町経営所得安定対策等推進事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

様式第1号(第3条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等
推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、砥部町経営所得安定対策等
推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円の交付を申請し
ます。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の内訳

(1) 推進活動計画(又は実績)

区 分	内 容	備 考
(主な取組み)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	

注1) 推進活動計画欄の記載は、砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領第4条に定める様式第1号の2及び様式第1号の3の写しに代えることができる。

注2) 推進活動実績欄の記載は、砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領第11条に定める様式第4号の2及び様式第4号の3の写しに代えることができる。

(2) 経費の内訳

	総事業費	負担区分		備考
		町補助金	その他	
	円	円	円	
合計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は、「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

3 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

4 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

5 添付書類

- ① 推進活動計画
- ② 協議会規約

様式第2号(第6条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等
推進事業費補助金変更承認申請書

番 年 月 号 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった 年度砥部町経営所得安定対策等推進事業を、下記のとおり変更したいので、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

(注) 記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の理由」とすること。また、変更前と変更後の事業費等を容易に比較対照できるよう二段書きとし、変更前を()書で上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。

様式第3号(第7条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等推進事業
中止(廃止)承認申請書

番 年 月 号 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった 年度砥部町経営所得安定対策等推進事業を、下記のとおり中止(廃止)したいので、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

様式第4号(第8条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等推進事業遅延等報告書

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった 年度砥部町経営所得安定対策等推進事業の遅延等について、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 事業の遂行及び完了の予定

様式第5号(第9条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等推進事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった 年度砥部町経営所得安定対策等推進事業の遂行状況について、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備 考
	12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

様式第 6 号(第 10 条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった年度砥部町経営所得安定対策等推進事業の実績について、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

(注) 記の記載要領は、様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。

様式第 7 号(第 10 条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等推進事業費
補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 号 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年 月 日付け、 第 号で交付決定の通知があった 年度砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金について、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金交付要綱第 11 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け、 第 号による額の確定額) | | |
| 2 | 補助金額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・補助事業者の消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・補助事業者の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- ・3 の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税額及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定の時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・補助事業者が免税事業者の場合は、事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・補助事業者が新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・補助事業者が換気課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同行に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第 8 号(第 13 条関係)

年度砥部町経営所得安定対策等推進事業費
補助金精算払請求書

番 年 月 日 号

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長 (印)

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった年度砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金について、砥部町経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回申請額	円

財産管理台帳

協議会名：

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50 万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位：円)	取得金額 (単位：円)	年月日	耐用年数	処分制限 年月日	価格	処分の内 容	年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- 注 1 1 件の取得価格が 50 万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。
- 2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
- 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
- 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
- 6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第 11 号(第 19 条関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

農業再生協議会長 様

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。